

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	30 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	24 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	45 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	29 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月から57年3月まで

私は、昭和54年に会社を退職し、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、当初は金融機関で国民年金保険料を納付し、その後は口座振替で納付してきた。

記録を確認したところ、会社を退職した直後から2年以上の保険料が未納とされていることが分かった。領収書など証拠となるものは無いが、昭和57年及び58年の確定申告書（控え）を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までについて、申立人から提出のあった57年分の確定申告書（控え）を見ると、記載されている国民年金保険料額は、申立人及びその妻が納付したとする同年1月から同年12月までの二人分の保険料額とおおむね一致し、58年分については申立人、その妻及び申立人の母親の3人分の保険料額とおおむね一致することから、申立人は当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和54年9月から56年12月までについて、申立人は、会社を退職した昭和54年頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、57年6月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、A市の国民年金手帳払出簿においても、同年5月に手帳記号番号が払い出されていることから、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認され、申立内容と符合しない上、当該期間の一部は既に時効により保険料を納付でき

ない期間である。

また、申立人の国民年金加入手続の時期からみて、申立期間の一部の国民年金保険料は過年度納付することが可能であったものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間における過年度納付の記録は見当たらず、申立期間のうち、昭和 54 年 9 月から 56 年 12 月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで
② 昭和58年1月から同年3月まで

私は、昭和51年2月に結婚した際、夫婦二人の国民年金の加入手続きを行ったと思う。結婚後、私が、勤務先近くの金融機関で夫婦二人分の国民年金保険料を毎月一緒に納付しており、夫婦のどちらか一人分だけ納付することはあり得ないと思うので、申立期間の納付記録が無く、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②はいずれも3か月と短期間である上、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年3月に夫婦連番で払い出されており、この頃に加入手続きを行ったと推認されるところ、申立人は、同年3月から付加保険料を納付するなど納付意識の高さがうかがえる。

また、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立人及びその夫は、昭和52年度、53年度及び55年度の国民年金保険料について過年度納付していること確認できる上、申立人は、57年度及び58年度の保険料についても、過年度納付していることが確認できることから、申立期間についても過年度納付することができたともみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料について、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から59年3月まで
② 昭和59年10月から同年12月まで

私は、夫婦の国民年金保険料を、金融機関の窓口か同行員の集金で、毎月納付していた。社会保険事務所（当時）から、2度届いた未納通知がおかしいと思いながらも保険料を納付したことがあり、未納とされている期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人夫婦は、60歳到達時までの国民年金の加入期間について、申立期間①及び②を除き未納は無いことが確認でき、国民年金保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間②は3か月と短期間であるとともに、昭和59年4月から60年12月までの国民年金保険料について、申立期間②を除き6回、過年度納付していることがオンライン記録により確認でき、この当時において、保険料の未納の解消に努めていることがうかがえることから、納付意識の高い申立人夫婦が、申立期間②の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を、金融機関で納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①について、A市の収納（収滞納）一覧表によると、申立期間直前の昭和58年3月までの国民年金保険料については、口座振替で現年度納付していることは確認できるものの、申立期間の保険料は納付書による納付に変更されているが、現年度納付した記録は見当たらず、申立期間直後の59年4月から同年6月までの保険料を、時効納付期限直前の61年7月31

日に過年度納付していることがオンライン記録により確認できることから、同日時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人夫婦が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から59年3月まで
② 昭和59年10月から同年12月まで

私は、昭和54年に当時59歳で母が亡くなり、一時金しかもらえなかったので感情的になり、ある期間、国民年金保険料の納付を行わなかったが、思い直して納付書を作成してもらい、何回かに分割して保険料を納付した。国民年金の加入期間について、夫婦の保険料は、妻が金融機関の窓口か同行員の集金で納付するか、口座振替で納付していたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人夫婦は、60歳到達時までの国民年金の加入期間について、申立期間①及び②を除き未納は無いことが確認でき、国民年金保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間②は3か月と短期間であるとともに、昭和59年4月から60年12月までの国民年金保険料について、申立期間②を除き6回、過年度納付していることがオンライン記録により確認でき、この当時において、保険料の未納の解消に努めていることがうかがえることから、納付意識の高い申立人夫婦が、申立期間②の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を、納付書で数回に分けて納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①について、A市の収納（収滞納）一覧表によると、申立期間直前の昭和58年3月までの国民年金保険料については、口座振替で現年度納付していることは確認できるものの、申立期間の保険料は納付

書による納付に変更されているが、現年度納付した記録は見当たらず、申立期間直後の 59 年 4 月から同年 6 月までの保険料を、時効納付期限直前の 61 年 7 月 31 日に過年度納付していることがオンライン記録により確認できることから、同日時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人夫婦が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月及び同年2月

私が20歳になった頃、父親が、A町（現在は、B町）役場で私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚するまで、家族の国民年金保険料を3か月ごとに同役場で納付してくれていた。申立期間の保険料は父親が納付してくれたはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和48年3月以降、第3号被保険者になるまで、任意加入期間を含め国民年金保険料を全て納付していることが確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられ、申立人の両親及び兄についても申立期間を含め保険料を全て納付していることが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年3月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この時点で、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳により、昭和48年3月の国民年金保険料は同年3月26日に現年度納付されていることが確認でき、昭和48年度から50年度までの保険料が3か月ごとに現年度納付されていることを踏まえると、当該期間の保険料と併せて申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から同年12月まで

申立期間については、結婚前の期間であったことから、母親がA県B市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていた。ところが、年金受給の手続のため社会保険事務所（当時）に行った際、申立期間は、国民年金の被保険者資格がなかった期間であると教えられた。母親から、「大切に保管するように。」と手渡された国民年金手帳には、保険料の納付を証明できる検認印が押されており、これを年金事務所に提示したところ、私の元に、申立期間の還付請求書が送付されてきた。40年近くたって、その保険料を返すと言われても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和46年7月から同年11月までについて、申立人は、所持する国民年金手帳に国民年金印紙の貼付が確認でき、B市の国民年金被保険者台帳においても、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す押印が確認できる上、強制加入被保険者であった婚姻前の申立人が国民年金の被保険者資格を喪失する理由は見当たらない。

一方、申立期間のうち、昭和46年12月について、申立人は、上記の国民年金手帳に国民年金印紙が貼付されているものの、同年12月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、制度上、当該期間は国民年金の被保険者となることはできず、納付済期間として記録を訂正できない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から同年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社（現在は、C社D支社）における資格喪失日に係る記録を昭和24年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月1日から同年11月1日まで

A社に入社して定年退職するまで、E職として継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているのは納得できない。調査してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C社D支社から提出のあった人事経歴簿及び雇用保険の加入記録から、申立期間を含めて申立人が正社員として同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、C社D支社は、「昭和24年11月1日付けで、各地の事業所単位に厚生年金保険に加入していたものを本社一括での加入とした。」とし、申立期間当時の給与計算については、「D支社で行っていた。」と回答しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同日に多数の者が同社で同被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人と同じくA社B支社において勤務していた元従業員は、「申立人は先輩で、雇用形態等に変更も無く、E職として同社のB支社で継続して勤務していた。また、私の給与からは厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している上、申立期間において、当該元従業員の被保険者記録は継続して

いることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和24年9月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C社D支社は、「保険料を納付したかどうかは不明。」としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成15年4月1日に資格を取得し、17年5月14日まで被保険者資格が継続しているところ、当該期間のうち、同年3月31日の標準賞与額（2万8,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同事業所における申立期間に係る標準賞与額を、2万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年3月31日

育児休業中の申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所が、社会保険事務所（当時）へ、育児休業者の賞与支払届が未提出であったことが分かり、厚生年金保険料を控除されないが、このままでは年金額に反映されないと聞いたので申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している給与支給明細書により、申立人は、平成17年3月31日に同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成22年10月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効

によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された給与支給明細書における当該賞与額から、2万8,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成15年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているところ、当該期間のうち、申立期間の標準賞与額（16年12月10日は11万円、17年3月31日は4万1,000円、19年3月30日は8,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同事業所における申立期間に係る標準賞与額を、16年12月10日は11万円、17年3月31日は4万1,000円、19年3月30日は8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日
② 平成17年3月31日
③ 平成19年3月30日

育児休業中の申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所が、社会保険事務所（当時）へ、育児休業者の賞与支払届が未提出であったことが分かり、厚生年金保険料を控除されないが、このままでは年金額に反映されないと聞いたので申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している給与支給明細書により、申立人は、平成16年12月10日、17年3月31日及び19年3月30日に同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文

の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成22年10月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された給与支給明細書における当該賞与額から、平成16年12月10日は11万円、17年3月31日は4万1,000円、19年3月30日は8,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成15年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているところ、当該期間のうち、17年6月30日の標準賞与額（17万円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同事業所における申立期間に係る標準賞与額を、17万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

育児休業中の申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所が、社会保険事務所（当時）へ、育児休業者の賞与支払届が未提出であったことが分かり、厚生年金保険料を控除されないが、このままでは年金額に反映されないと聞いたので申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している給与支給明細書により、申立人は、平成17年6月30日に同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成22年10月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効

によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された給与支給明細書における当該賞与額から、17万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成15年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているところ、当該期間のうち、申立期間の標準賞与額（17年12月9日は38万4,000円、18年3月31日は6万円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同事業所における申立期間に係る標準賞与額を、17年12月9日は38万4,000円、18年3月31日は6万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月9日
② 平成18年3月31日

育児休業中の申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所が、社会保険事務所（当時）へ、育児休業者の賞与支払届が未提出であったことが分かり、厚生年金保険料を控除されないが、このままでは年金額に反映されないと聞いたので申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している給与支給明細書により、申立人は、平成17年12月9日及び18年3月31日に同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成22年10月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申

出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された給与支給明細書における当該賞与額から、平成 17 年 12 月 9 日は 38 万 4,000 円、18 年 3 月 31 日は 6 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成16年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているところ、当該期間のうち、申立期間の標準賞与額（18年3月31日は7万6,000円、20年3月31日は3万3,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同事業所における申立期間に係る標準賞与額を、18年3月31日は7万6,000円、20年3月31日は3万3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年3月31日
② 平成20年3月31日

育児休業中の申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所が、社会保険事務所（当時）へ、育児休業者の賞与支払届が未提出であったことが分かり、厚生年金保険料を控除されないが、このままでは年金額に反映されないと聞いたので申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している給与支給明細書により、申立人は、平成18年3月31日及び20年3月31日に同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成22年10月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申

出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された給与支給明細書における当該賞与額から、平成 18 年 3 月 31 日は 7 万 6,000 円、20 年 3 月 31 日は 3 万 3,000 円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成15年4月1日に資格を取得し、平成19年6月1日まで被保険者資格が継続しているところ、当該期間のうち、申立期間①（18年6月30日）の標準賞与額（25万1,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間①に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同事業所における申立期間①に係る標準賞与額を、25万1,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月30日
② 平成19年3月30日

育児休業中の申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所が、社会保険事務所（当時）へ、育児休業者の賞与支払届が未提出であったことが分かり、厚生年金保険料を控除されないが、このままでは年金額に反映されないと聞いたので申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A事業所が保管している給与支給明細書により、申立人は、平成18年6月30日に同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立期間①に係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成22年10月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料に

については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間①当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間①に係る標準賞与額については、事業主から提出された給与支給明細書における当該賞与額から、25万1,000円とすることが必要である。

- 2 申立期間②については、A事業所が保管している給与支給明細書により、申立人は、平成19年3月30日に同事業所から賞与の支払いを受けていることが認められるところ、上記の賞与支払届により、事業主は、申立期間②に係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料徴収時効が成立した後の平成22年10月に提出したことが確認でき、オンライン記録において、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

また、当該賞与は、申立人がA事業所において育児休業が終了する日（平成19年3月18日）の翌日が属する月である19年3月に支給されたものであり、厚生年金保険法では、育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の免除を規定していることから、同年3月は育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除期間とならない。

さらに、上記の当該賞与に係る給与支給明細書においても、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成15年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているところ、当該期間のうち、19年3月30日の標準賞与額(7,000円)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同事業所における申立期間に係る標準賞与額を、7,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月30日

育児休業中の申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所が、社会保険事務所(当時)へ、育児休業者の賞与支払届が未提出であったことが分かり、厚生年金保険料を控除されないが、このままでは年金額に反映されないと聞いたので申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している給与支給明細書により、申立人は、平成19年3月30日に同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成22年10月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効

によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された給与支給明細書における当該賞与額から、7,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成15年4月1日に資格を取得し、20年1月1日まで被保険者資格が継続しているところ、当該期間のうち、申立期間の標準賞与額（18年12月8日は10万8,000円、19年3月30日は2万1,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同事業所における申立期間に係る標準賞与額を、18年12月8日は10万8,000円、19年3月30日は2万1,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月8日
② 平成19年3月30日

育児休業中の申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所が、社会保険事務所（当時）へ、育児休業者の賞与支払届が未提出であったことが分かり、厚生年金保険料を控除されないが、このままでは年金額に反映されないと聞いたので申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している給与支給明細書により、申立人は、平成18年12月8日及び19年3月30日に同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成22年10月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申

出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された給与支給明細書における当該賞与額から、平成 18 年 12 月 8 日は 10 万 8,000 円、19 年 3 月 30 日は 2 万 1,000 円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成15年4月1日に資格を取得し、20年10月1日まで被保険者資格が継続しているところ、当該期間のうち、19年3月30日の標準賞与額（3万7,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同事業所における申立期間に係る標準賞与額を、3万7,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月30日

育児休業中の申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所が、社会保険事務所（当時）へ、育児休業者の賞与支払届が未提出であったことが分かり、厚生年金保険料を控除されないが、このままでは年金額に反映されないと聞いたので申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している給与支給明細書により、申立人は、平成19年3月30日に同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成22年10月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効

によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された給与支給明細書における当該賞与額から、3万7,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成15年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているところ、当該期間のうち、19年3月30日の標準賞与額（5万3,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同事業所における申立期間に係る標準賞与額を、5万3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月30日

育児休業中の申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所が、社会保険事務所（当時）へ、育児休業者の賞与支払届が未提出であったことが分かり、厚生年金保険料を控除されないが、このままでは年金額に反映されないと聞いたので申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している給与支給明細書により、申立人は、平成19年3月30日に同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成22年10月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効

によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された給与支給明細書における当該賞与額から、5万3,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成16年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているところ、当該期間のうち、19年6月29日の標準賞与額（6万8,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同事業所における申立期間に係る標準賞与額を、6万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月29日

育児休業中の申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所が、社会保険事務所（当時）へ、育児休業者の賞与支払届が未提出であったことが分かり、厚生年金保険料を控除されないが、このままでは年金額に反映されないと聞いたので申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している給与支給明細書により、申立人は、平成19年6月29日に同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成22年10月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効

によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された給与支給明細書における当該賞与額から、6万8,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、当該期間のうち、平成 15 年 12 月 19 日を 16 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 19 日
② 平成 16 年 12 月頃

私がA社で勤務していた時の平成 15 年 12 月及び 16 年 12 月の賞与の年金記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、申立人の申立期間①に係る標準賞与額の記録は確認できないが、申立人から提出された申立期間①に係る給料支払明細書及び平成 15 年分給与所得の源泉徴収票、並びにA社から提出された申立人に係る同年の賃金台帳により、申立人は、同年 12 月 19 日の賞与から、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準賞与額については、当該給料支払明細書等において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、16 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに、確認できる関連資料及び周

辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与支払額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、申立人から提出された「2004年12月」（当初「2005年12月」と記載後に訂正）と記載された給料支払明細書によると、支給額が15万円と記載されている。

しかしながら、i) A社では、「申立期間②には、経営悪化により、全従業員に賞与を支給していない。」と回答していること、ii) 同社から提出された申立人に係る賃金台帳によると、申立期間②に賞与が支給された記載が無いこと、iii) 申立人から提出された平成16年中の給料支払明細書により、申立人が申立期間②の賞与であると主張する金額を除いた課税対象額と申立人から提出された同年分の給与所得の源泉徴収票の支払金額が、おおむね一致すること、iv) オンライン記録において、申立期間②に同社に係る被保険者記録を有する28人（申立人を除く。）全員に、申立期間②の賞与の記録が無いこと等から、当該期間に賞与が支給されたことを確認できない上、上記の申立期間②の給料支払明細書における賞与支給月の記載について、申立人は、「保管している給料支払明細書の中から、申立期間②に係る資料と思い、覚書として自分で記載したものである。」と供述しており、当該給料支払明細書に記載された金額が申立期間②に申立人に支給された賞与額であることが確認できない。

また、申立人から提出された上記の申立期間②の給料支払明細書によると、厚生年金保険料が控除されていない上、申立人から提出された平成16年中の給料支払明細書において確認できる社会保険料控除額、申立人から提出された同年分給与所得の源泉徴収票において確認できる社会保険料等の金額及びA社から提出された申立人に係る同年の賃金台帳において確認できる社会保険料額は全て一致することから、申立期間②に係る厚生年金保険料が賞与から控除された事情はうかがえない。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の賞与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和24年9月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②について、事業主は、申立人が昭和41年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められる上、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のB社D支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については昭和40年1月から同年4月までは3万6,000円、同年5月から同年12月までは6万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年9月15日から25年4月15日まで
② 昭和40年1月1日から41年1月1日まで

私は、昭和21年4月15日にA社E支店に入社して以降、56年12月23日に退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社から提出のあった従業員名簿及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社で継続して勤務し（昭和24年9月15日にA社E支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和25年4月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、B社から提出のあった従業員名簿及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社で継続して勤務し（昭和41年1月1日にB社D支店から同社F支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、B社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、書換え前と書換え後の2種類保管されており、両名簿とも、同社同支店における申立人の資格取得日は昭和39年1月22日と確認できるが、資格喪失日については、書換え前の名簿では資格喪失年月日欄は空欄であり、書換え後の名簿では2段書きで、上段には40年1月1日、下段には1月22日と記載されており、書換え前の名簿と書換え後の名簿とでは記載内容が異なることから、両名簿に基づき、資格喪失日を特定することができない上、書換え前の名簿の申立人以外の資格喪失年月日欄には40年9月12日の記載が見られることから、同日までに資格を喪失した被保険者については、少なくとも、同名簿の整理が行われていたものと考えられ、申立人の資格喪失年月日欄は空欄となっていることからすると、申立人は、同日までは、少なくとも、被保険者資格を喪失していないことが考えられる。

さらに、B社D支店の書換え後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和40年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録となっているが、書換え前及び書換え後の名簿とも、同年10月1日に定時決定が行われていることが確認できることから、同年1月1日に申立人に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出をB社が行ったとは考え難い。これについて、日本年金機構F事務センターでは、「昭和40年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録となっているのに、同年10月に定時決定の記載があるのはおかしいと思う。事業所から届出がないのに、定時決定の記録を記載することはない。」と回答しており、社会保険事務所における不適切な記録管理がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和41年1月1日にB社D支店に係る資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対し行ったことが

認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和40年1月から同年4月までは3万6,000円、同年5月から同年12月までは6万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和30年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、31年3月7日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和30年5月から同年9月までは1万2,000円、同年10月から31年2月までは1万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年12月7日から31年9月23日まで
申立期間にB所で勤務していたことに間違いはない。調査の上、記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間にB所で勤務していた。」と主張しているところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人と生年月日は異なる（昭和10年*月*日）が同姓同名で基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（30年5月1日資格取得、31年3月7日資格喪失）が確認できる。

また、上記被保険者名簿によると、申立人の実兄の厚生年金保険被保険者記録（昭和30年5月1日資格取得、31年3月7日資格喪失）が確認できるところ、同氏は、「私は、27年6月、18歳になった時にC事業所に勤務し、29年12月に同事業所が閉鎖になった後、30年5月にA事業所に入社した。弟である申立人は1歳年下であり、1年後の28年にC事業所に入社し、同事業所が閉鎖になった後、私と一緒にA事業所に入社し、同事業所で勤務するようになり、同時期に退職している。」と証言していることから、上記基礎年金番号に統合されていない記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から昭和30年5月から同年9月までは1万2,000円、同年10月から31年2月までは1万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和29年12月7日から30年5月1日までの期間及び31年3月7日から同年9月23日までの期間については、A事業所に係る被保険者名簿により申立期間に厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた上記実兄を除く元従業員16人に申立人の勤務実態について照会したものの、一人は、「申立人はいたと思うが勤務期間については不明である。また、厚生年金保険の加入についても不明である。」と証言している上、当該事業所は既に廃業しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

また、申立人が昭和28年10月27日から29年12月7日までの期間に厚生年金保険被保険者記録を有するC事業所に係る被保険者名簿により29年12月7日に同被保険者資格を喪失した者を含め、当該期間に同被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員16人に申立人の当該期間における勤務実態について照会したものの、申立人を記憶している者はおらず、一人は、「申立人に記憶は無い。C事業所は29年12月に閉鎖した。」と証言している上、当該事業所は既に廃業しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

さらに、申立人が昭和31年9月24日から36年2月10日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を有するD事業所は、オンライン記録によると、30年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同日より前の期間については適用事業所となる前の期間である。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿により同日に同被保険者資格を取得し、所在が確認できた元従業員43人に申立人の当該期間における勤務実態について照会したものの、4人は、「申立人はいたと思うが勤務期間については不明である。また、厚生年金保険の加入についても不明である。」と証言している上、当該事業所は既に廃業しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が平成18年4月1日、資格喪失日が同年10月26日とされ、当該期間のうち、同年9月26日から同年10月26日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年10月26日とし、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月26日から同年10月26日まで

私は、平成18年4月1日から同年10月25日までA事業所に勤務していたにもかかわらず、年金記録では同年9月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が平成18年4月1日、資格喪失日が同年10月26日とされ、当該期間のうち、同年9月26日から同年10月26日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A事業所が保管する申立人に係る平成18年給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び給与明細書から、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書から、19万円とす

ることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月1日

私は、昭和42年4月1日から平成22年2月16日までA社で勤務したが、ねんきん特別便で入社以来の厚生年金保険料の納付内容を確認したところ、17年4月1日の賞与から同保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった平成17年4月1日支給分の16年度役員賞与支給明細書及びA社から提出のあった申立人に係る17年分年間集計表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の賞与については、一般社員の賞与とは別計算であったため、厚生年金保険の申請時に転記漏れをしたものと考えられる。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和49年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和39年にD社C支店で採用され、平成18年まで同社に継続して勤務したが、昭和49年10月1日のA社E営業所への異動時において、1か月の厚生年金保険の未加入期間があるので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社から提出された在職証明書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社C支店から同社E営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が昭和49年9月初旬に転勤の内示を受け、同年10月1日付けでE営業所に着任したと主張していること、及び戸籍附票により、申立人は、同日にF県からG県に転入したことが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和49年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としているが、事業主が資格喪失日を昭

和 49 年 10 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和48年10月から49年2月までを5万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年6月1日から49年3月21日まで
: ② 昭和49年3月21日から同年4月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、昭和48年6月1日から49年3月21日までの標準報酬月額が保険料控除額に見合う金額と相違していること（申立期間①）、及び48年6月1日から49年4月1日まで継続して勤務していたにもかかわらず、同年3月21日から同年4月1日までの厚生年金保険の記録が欠落していること（申立期間②）に納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①について、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、昭和48年10月から49年2月までの標準報酬月額については、申立人が所持する給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は「当時の労務関係のことは分からない。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和 48 年 6 月から同年 9 月までについては、給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額か下回る額であることが確認できることから、当該期間は特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②について、申立人は、「昭和 49 年 4 月 1 日まで勤務した。」と主張しているところ、申立人が所持する給与支給明細書によると、48 年 6 月の給与から厚生年金保険料の控除が始まっており、49 年 3 月の給与からも厚生年金保険料が控除（厚生年金保険加入期間 9 か月に対して 10 か月）されていることが確認できる。

しかしながら、当時の人事労務担当者二人によると、A 社における給与支給について、「1 か月分多く控除されているのは、何らかの手続の間違いがあったかもしれない。」と証言している。

また、申立人の A 社に係る雇用保険の離職日及び厚生年金基金の資格喪失日は、いずれもオンライン記録と符合する。

なお、厚生年金保険法第 14 条において「資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日」と規定されており、同法第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により成立する前に、事業主は、社会保険事務所（当時）に、申立人が主張する標準賞与額に係る届出を行ったことが認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を10万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月25日

私は、平成19年4月25日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除された。年金記録では、申立期間の賞与は記録されているが、年金給付額に反映されない記録とされているので、賞与から控除した保険料が、年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細照会画面の写し及び同社の回答により、申立人は、平成19年4月25日に賞与を支給され、その主張する標準賞与額（10万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、申立期間に係る賞与支払届により、事業主は、平成19年5月9日に、申立人に係る標準賞与額の届出を社会保険事務所に対し行っていたことが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人は、平成19年4月1日に定年退職により、厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日に定年再雇用により、同資格を再取得していることが確認できるところ、上記の賞与支払届によると、申立人の申立期間に係る賞与は、資格喪失前の整理番号で届出されたことが確認でき、同社を管轄するB年金事務所では「資格喪失日前の整理番号で届出されたことにより、資格喪失後の賞与支払であるとして処理不要としたものと思われる。」

と回答している。しかしながら、オンライン記録の処理年月日を確認すると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日及び同資格再取得日については同年4月10日、同社の他の被保険者の標準賞与額の処理年月日は、同年5月11日とされており、申立人の被保険者資格の得喪の処理が行われた以降に、標準賞与額の処理が行われていることを踏まえると、標準賞与額を処理する時点において、社会保険事務所では、申立人に係る新規整理番号を確認の上、訂正処理を行うことが可能であったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、当時の社会保険事務所における申立人に係る標準賞与額の事務処理は適切であったとは認められず、事業主が申立人の主張する申立期間における標準賞与額（10万6,000円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事業所から提出された賞与明細照会画面の写しにおいて確認できる賞与額から、10万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により成立する前に、事業主は、社会保険事務所（当時）に、申立人が主張する標準賞与額に係る届出を行ったことが認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を10万7,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月25日

私は、平成19年4月25日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除された。年金記録では、申立期間の賞与は記録されているが、年金給付額に反映されない記録とされているので、賞与から控除した保険料が、年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細照会画面の写し及び同社の回答により、申立人は、平成19年4月25日に賞与を支給され、その主張する標準賞与額（10万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、申立期間に係る賞与支払届により、事業主は、平成19年5月9日に、申立人に係る標準賞与額の届出を社会保険事務所に対し行っていたことが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人は、平成19年4月1日に定年退職により、厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日に定年再雇用により、同資格を再取得していることが確認できるところ、上記の賞与支払届によると、申立人の申立期間に係る賞与は、資格喪失前の整理番号で届出されたことが確認でき、同社を管轄するB年金事務所では「資格喪失日前の整理番号で届出されたことにより、資格喪失後の賞与支払であるとして処理不要としたものと思われる。」

と回答している。しかしながら、オンライン記録の処理年月日を確認すると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日及び同資格再取得日については同年4月10日、同社の他の被保険者の標準賞与額の処理年月日は、同年5月11日とされており、申立人の被保険者資格の得喪の処理が行われた以降に、標準賞与額の処理が行われていることを踏まえると、標準賞与額を処理する時点において、社会保険事務所では、申立人に係る新規整理番号を確認の上、訂正処理を行うことが可能であったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、当時の社会保険事務所における申立人に係る標準賞与額の事務処理は適切であったとは認められず、事業主が申立人の主張する申立期間における標準賞与額（10万7,000円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事業所から提出された賞与明細照会画面の写しにおいて確認できる賞与額から、10万7,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、A社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和17年7月7日に、資格喪失日を21年1月15日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和17年7月から18年7月までは60円、同年8月から19年1月までは110円、同年2月から20年2月までは150円、同年3月から同年12月までは180円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年7月7日から19年9月9日まで
② 昭和19年9月9日から21年1月15日まで

私の夫は、昭和17年7月頃にA社に入社し、その後、同社C支店に転勤し、21年1月に退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が全て無いとされていることに納得できない。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「私の夫は、昭和17年7月頃にA社に入社し、その後、同社C支店に転勤し、21年1月に退職するまでの間、継続して勤務していた。」と主張しているところ、A社に係る労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人の「本名」で昭和17年6月30日から19年9月9日までの間、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している被保険者記録が確認できる上、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）にも、17年7月7日から19年9月9日までの間、A社において被保険者資格を取得している記録が確認できる。

また、上記旧台帳によると、昭和19年9月9日から23年8月1日までの期間について、A社（A社C支店を指す。）において、厚生年金保険の加入記録が確認でき、申立人の妻の供述と符合することから当該厚生年金保険被保険者

記録は申立人の記録であると判断することができる。

一方、オンライン記録上、A社の直後に記録が確認できるD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人が昭和21年1月15日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

このことについて、日本年金機構E事務センターは、「厚生年金保険被保険者台帳に、A社に係る記載があるにもかかわらず、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が無い理由としては、年金事務所が保管している同名簿を紛失したものと考えられ、厚生年金保険被保険者期間が昭和21年1月15日までではなく、23年8月1日までの記載となっている理由としては、誤記であると考えられる。」と回答しており、社会保険事務所（当時）における不適切な記録管理がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人がA社において昭和17年7月7日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、21年1月15日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和17年7月から18年7月までは60円、同年8月から19年1月までは110円、同年2月から20年2月までは150円、同年3月から同年12月までは180円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月1日から59年10月1日まで
私が所持している給与明細表によると、申立期間の報酬は減額していないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細表により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、給与明細表において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細表において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生

年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年1月1日から9年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を6年1月から同年10月までは36万円、同年11月及び同年12月は32万円、7年1月から8年9月までは36万円、同年10月から同年12月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年6月21日から58年2月1日まで
② 平成4年10月1日から9年5月1日まで

昭和57年6月21日にA社(現在は、B社)に入社し59年12月31日まで継続勤務したのだが、そのうちの57年6月21日から58年2月1日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないが、その期間においても保険料を控除されていたので被保険者期間として認めてほしい。また、C社の勤務期間において、平成4年10月から報酬月額が下がっていないにもかかわらず標準報酬月額が減額されているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された

給与支払明細書、平成7年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書及び平成7年及び8年分給与所得の源泉徴収票から、申立期間のうち、6年1月から同年10月までは36万円、同年11月及び同年12月は32万円、7年1月から8年9月までは36万円、同年10月から同年12月は34万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、平成6年3月16日付けで同年1月及び同年2月の標準報酬月額が遡及して減額変更されていること、給与支払明細書等において確認及び推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が、申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等で確認及び推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成4年10月1日から6年1月1日までの期間及び9年1月1日から同年5月1日までの期間については、申立人は当該期間に係る給与支払明細書等を所持していない上、C社は、18年11月2日に閉鎖しており、当該期間における事業主は既に死亡していることから、当該期間における申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することはできない。

このほか、申立人に係る当該期間の報酬月額や保険料控除額を確認できる資料は無く、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間①について、複数の元同僚の証言及び雇用保険被保険者記録から、申立人が当該期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和58年2月1日であることが確認でき、申立期間は同社が適用事業所となる前の期間である上、上記元同僚は、「適用事業所となる以前の期間については、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

また、B社は、「A社の営業権を昭和59年12月に譲り受けたが、当該期間は営業権譲受前の期間であり、同社における人事関係の記録及び資料を保管していないので、当該期間における申立人の保険料控除については不明である。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年10月から14年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月から14年5月まで

私は、正社員で働いていた会社を退職後、自宅宛てに届いた納付書により、当時働いていた派遣先事業所近くの郵便局で、国民年金保険料を納付した。年金は、大切であると自覚しているため、納め忘れることはありえない。領収書等は引っ越しの際に紛失しているが、申立期間の国民年金保険料については間違いなく納めており、現在の年金記録に納得できないので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、送付された納付書により、郵便局で納付していたと主張している。

しかしながら、平成13年10月26日の厚生年金保険被保険者資格の喪失を勧奨事象とする「未加入期間国年適用勧奨一覧表」が、15年8月26日付けで申立人を対象に作成されていることがオンライン記録により確認でき、申立人は、当該時点において、申立期間に係る国民年金の加入手続を行っておらず、以降においても加入手続を行った形跡も見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から50年3月まで

私は、昭和42年に前夫と婚姻し、夫婦二人の国民年金保険料は、43年5月から町内会が委託していた婦人会の集金人に、私が納付していた。

年金記録を確認したところ、昭和50年4月以降の納付記録しか無く、それ以前が未納とされていたので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和43年5月頃、申立人の元夫と共に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、申立人が夫婦二人分を婦人会の集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の資格記録から、昭和50年4月に申立人及びその元夫と連番で払い出されたことが確認できる上、A市の基礎年金被保険者台帳（資格）によると、申立人及びその元夫は、同年5月1日に国民年金の資格取得届出を行っていることから、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立内容とは符合しない。

なお、申立人は、昭和43年5月以降の国民年金保険料を納付した根拠として、所持する年金手帳に、「初めて被保険者となった日 昭和43年5月1日」と記載されていることを挙げているが、「初めて被保険者となった日」は、その日が、国民年金の被保険者資格を取得した日であることを示すものであり、以降の保険料納付の事実を示すものではない。

また、申立人は、上記加入手続の時点において、申立期間のうち一部は既に時効により国民年金保険料を納付することはできず、昭和48年4月以降は過年度納付が可能であるものの、A市によると、国庫金となる過年度保険料を集

金人が収納することは無いとしている上、申立人からも遡って納付したとする主張は無い。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、B県内及び申立人の旧姓を含む氏名を検索条件として検索したが、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から45年3月までの期間及び同年10月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月から45年3月まで
② 昭和45年10月から46年3月まで

私は、年金事務所で年金記録の照会を行ったところ、申立期間①及び②が未納となっていることが分かった。

当時、実家の商売を手伝っていた私の国民年金保険料は、両親が20歳から納付してくれており、申立期間①及び②が未納となっている記録は考えられないので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、その両親が申立人及びその姉を含む家族4人分の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和45年8月26日に発行されており、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認できるところ、当該時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳では、申立期間①は未納であることが確認できる。

また、申立期間②について、上記加入手続の状況から、現年度納付が可能であるものの、国民年金手帳の昭和45年度国民年金印紙検認記録欄を見ると、申立期間は空欄であり、申立期間当時の国民年金保険料の収納方法は印紙検認方式であることから、申立期間は現年度納付されなかったものと推認され、特殊台帳においても、申立期間を過年度納付した記録は確認できない。

さらに、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されている申立人の姉も、申立期間①については国民年金保険料の納付が確認できず、申立期間②

に係る昭和 45 年度においても、納付済期間は 6 か月とされていることから、家族 4 人分を一緒に納付してくれていたとする申立内容と符合しない。

加えて、申立人及びその両親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から52年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から52年1月まで

私は、年金記録を確認したところ、申立期間が未納となっていることが分かった。

国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は父親が行っており、弟の保険料の納付が確認できることから、私の保険料も納付されているはずなので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずであると主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名及びA県内で検索したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の記号番号で付番されており、申立期間に係る国民年金の資格記録は、平成10年2月17日に追加入力されていることがオンライン記録により確認できることから、当該日までは、申立期間は国民年金に未加入であることから、申立人の父親は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から平成3年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年12月から平成3年10月まで

私は、A町（現在は、B市）役場の職員から国民年金保険料が未納になっていることを知らされ、その時から国民年金に加入し、未納分を遡って納付できると聞いて、当時の金額で25万円ぐらいを納めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、役場の職員から未納分を遡って納付できると聞いた平成10年頃に国民年金に加入、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年12月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、この頃に加入手続を行ったものと推認され、申立内容と符合しない上、申立人に係るA町の国民年金被保険者名簿には、3年11月1日に新規で被保険者資格を取得したことが記載されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、国民年金の加入手続が行われた平成5年12月に、3年11月から5年12月までの国民年金保険料25万5,900円を一括で過年度納付していることが確認できる。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事

情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から16年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から16年1月まで

私は、申立期間当時、既に結婚しており、私の妻が毎年、夫婦二人の免除申請をA市役所で行ってくれた。しかし、年金記録を確認すると、申立期間について、妻の記録が免除となっているにもかかわらず、私の記録が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻が夫婦二人の免除申請を行ったと主張している。

しかしながら、B町の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、平成12年8月22日に転出しているが、転出先のA市において、申立人が国民年金の住所変更の手続を行ったのは、16年3月18日であることが、同市の国民年金受付処理簿により確認できる上、オンライン記録でも、同市への住所変更の入力処理は同年3月25日に行われていることが確認できることから、この時点まで、申立人は、申立期間の国民年金保険料の免除申請を行うことはできなかったものと考えられる。

また、国民年金の申請免除は、申請のあった日に納期限が到来していない月から適用されることとされており、申立期間直後の平成16年2月から同年6月までの申請免除承認に係る申請日は、住所変更の届出を行った同年3月18日であり、その前月に当たる同年2月から申請免除が承認された期間となっている記録と符合する。

さらに、申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から54年3月まで

私は、申立期間にA市の店舗で勤務しており、同店が、私が20歳になった頃、私に代わり国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。退職時に同店から現在所持している年金手帳を受け取った記憶もあるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に勤務していた店舗が、申立人が20歳になった頃、申立人に代わり国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年7月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に国民年金の加入手続きが行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、上記の国民年金加入手続きの時点では、申立期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付によることになるが、申立期間の保険料を遡って納付したとの主張は無く、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳でも申立期間の保険料は未納であることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間当時勤務していた事業所に照会しても、申立期間の国民年金保険料を申立人の給与から控除し、納付していたとの証言は得られない。

加えて、申立人又は事業主が申立期間の国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から7年3月まで

私は、学生当時の国民年金保険料免除期間の追納申込書が届いたので、追納を希望しはがきを返送したところ、振込用紙が送付され、平成15年5月か同年6月頃、18万5,640円を郵便局のATMで納付したのに、申立期間の納付記録がないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の免除期間であった申立期間について、追納勧奨状が届いたので追納申出を行い、平成15年5月か同年6月頃に郵便局のATMで納付したと主張しており、追納したのは3年間の免除期間のうち1年分のみであったと供述している。

しかしながら、申立人が所持する申立期間に係る国民年金追納勧奨状は、平成15年11月11日付けで発行されていることから、同年5月か同年6月頃に申立期間の国民年金保険料を追納したとする申立内容とは符合しない。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直前の平成5年9月から6年3月までの免除期間について、追納申出を行い、15年3月25日に国民年金追納加算保険料として10万3,950円を追納していることが確認できるものの、申立期間を追納申出した記録は見当たらないことから、申立人が追納したとする記憶は、当該期間に係るものであると考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を追納したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 63 年 3 月に退職し、次の就職までの期間、会社の関係者から国民年金の加入手続等の丁寧な説明を受け、加入した。自宅に送られてきた納付書により郵便局で国民年金保険料を納めていたが、申立期間が未納とされているので、詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行い、自宅に送付された納付書で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により平成 2 年 6 月頃に払い出されていることが確認できることから、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認でき、この時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間に係る A 市の国民年金収滞納一覧表は作成されておらず、申立人は、申立期間において国民年金の被保険者として管理されていなかったものと推認できる。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から同年12月まで

平成3年*月*日にA市役所B支所で、母が、学生だった私の国民年金の加入手続を行い、4年1月から5年3月まで、毎月、集金に来ていた同市委託職員に保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が平成3年*月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、毎月、集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年1月28日に払い出されている上、A市の被保険者名簿によると、申立人は、国民年金の当初届出を同年1月10日に行っていることが確認できることから、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、A市によると、同市の集金人が国民年金保険料を収納するのは、国民年金の加入手続を行った翌月以降であるとしているところ、同市の収滞納一覧表によると、申立人は、申立期間直後の平成5年1月及び同年2月の保険料を、同年2月10日に納付書で納付していることが確認でき、同市の取扱いと一致することから、申立人の母親は、申立期間の保険料を集金人に納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から48年3月までの期間、50年7月から51年1月までの期間及び56年3月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から48年3月まで
② 昭和50年7月から51年1月まで
③ 昭和56年3月から同年12月まで

私は、申立期間①について、昭和47年3月1日に国民年金の加入手続をした。加入した場所及び金額などは覚えていないが、納付している。申立期間②については、厚生年金保険から国民年金への変更届を出した。また、申立期間③については、長男が通院していたことを覚えており、国民健康保険と一緒に国民年金に加入し、元妻が保険料を納付していたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、昭和47年3月に国民年金の加入手続を行い、また、申立期間②については、50年7月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったとしている上、申立期間③については、国民健康保険と一緒に国民年金に加入し、申立人の元妻が国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、A市の「国民年金手帳払出簿」によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年9月に払い出されたことが確認でき、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名をB県及びC県内で検索したが、申立期間当時、申立人に対して上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、上記払出しの時点まで、国民年金に未加入であったことが推認され、申立人は、申立期間の保険料を納付することができなかったもの

と考えられる。

また、申立人期間③について、上記、同手帳記号番号の払出し時点では、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から同年 12 月までは現年度納付が可能であるものの、A 市の収納（収滞納）一覧表では、現年度納付の記録は見当たらず、同年 3 月は過年度納付が可能であるが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳では、未納であることが確認できる上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の元妻についても、申立期間について保険料の納付が確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から47年3月まで

私は、高校卒業から家業の店を手伝い、20歳になったとき、その店に来ていた出納員から、国民年金は義務だからと勧められて加入し、母が、3か月毎に、母、姉及び私の国民年金保険料を一緒に納付していたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母親が、家族3人分一緒に、市の出納員に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が所持する国民年金手帳の発行日が昭和47年4月1日と記載されており、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認できることから、20歳になったときに加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない上、加入手続時点では、申立期間のうち46年4月から47年3月までの国民年金保険料は現年度納付が可能であるものの、申立人に係る昭和46年度のA市収滞納一覧表は作成されていないことから、同市では、申立人を国民年金の被保険者として管理しておらず、申立人は、同年度の保険料を現年度納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であるものの、A市によると、市の出納員が国庫金となる過年度保険料は収納できなかったとしている上、申立人からも、申立期間の保険料を遡って納付したとする主張は無い。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月から平成3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月から平成3年1月まで

私は、20歳になった時、親に勧められ、自分の意思で国民年金に加入することにした。昭和62年*月頃、A市役所B出張所に行って加入手続きを行い、国民年金保険料は、郵送してきた納付書により同出張所で毎月納付していた。保険料額は月1万円くらいだったと思う。よく調べて、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった頃、A市役所B出張所で国民年金に加入し、同出張所で申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年5月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、A市が保管する国民年金手帳払出簿では、同年4月13日に払い出されていることから、申立人は、この頃に加入手続きを行ったものと推認でき、この時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付するためには、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名について検索を行うも、上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、A市によると、同市役所B出張所では、保険料を収納していなかったとしており、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から 61 年 3 月まで

母親の国民年金は途中からの加入だったので、私は、20 歳から必ず国民年金に加入しなければいけないと思い、昭和 58 年*月頃、母親が A 市役所 B 支所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は同市の現金出納員に納付していたが、61 年 4 月からは、母親は第 3 号被保険者となったので、私の保険料だけ納付するようになった。

母親は、申立期間が納付済みの記録なのに、私が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、申立人の母親が自身の保険料と一緒に、集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 4 月に払い出されていることが確認でき、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認できる上、申立人の母親に係る A 市の収滞納一覧表によると、その母親の申立期間の保険料は口座振替で納付されており、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続の時点において、申立期間のうち一部は既に時効により国民年金保険料を納付できず、昭和 59 年 1 月から 60 年 3 月までは過年度納付、同年 4 月から 61 年 3 月までは現年度納付が可能であるものの、申立人の母親からは遡って保険料を納付したとする主張は無く、A 市の昭和 60 年度の収滞納一覧表では、同年度は空欄となっており、申立人が現年度納付した記録は見当たらず、同市の国民年金過年度収滞納一覧表でも、申立期間は未

納である。

さらに、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年5月から18年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年5月から18年1月まで

私の母親が、自宅に来た市役所又は社会保険事務所(当時)の職員に、国民年金保険料の未納について納付を勧められ、受け取った納付書で、母親が毎月、銀行の窓口で国民年金保険料を納付してくれていたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所又は社会保険事務所の職員から納付勧奨を受け、渡された納付書で、申立期間の国民年金保険料を、申立人の母親が毎月、銀行の窓口で納付してくれていたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人に対して、社会保険事務所職員が、平成18年5月21日、同年9月10日、19年5月15日に申立人宅を訪問するも不在であり、同年7月9日には、申立人の家族に、納付勧奨の伝言を依頼したことが記録されている。

また、社会保険庁(当時)が国民年金保険料の納付勧奨業務について委託した業者が、平成19年12月27日、20年1月31日、同年2月26日、同年2月27日に申立人宅を訪問するも不在であり、同年2月28日に訪問した際、申立人が納付約束したことが記録されており、その翌日の同年2月29日に、申立人に対して納付書が発行されている上、申立期間直後の18年2月及び同年3月の保険料は、それぞれ20年3月25日及び同年4月30日に納付していることが確認できることから、申立人が納付したとする保険料は、当該期間のものとするのが自然である。

さらに、上記国民年金保険料が納付された時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付することができないことから、申立人は、申立期間の保

険料を納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から46年3月まで

私が、20歳になった昭和39年頃、母親がA県B市役所で国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、近所の人が国民年金保険料を集金に来て、家族4人分の保険料と一緒に母親が納付してくれていた。47年5月に結婚が決まり、母親からこれからは自分で保険料を納付するようと言われ、国民年金手帳を渡された。

家族の者が納付済みになっているのに私の分だけ未納になっていることに納得できない。詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和39年頃に申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は家族4人分一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年1月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認されることから、申立内容とは符合しない。

また、申立人の国民年金加入手続が行われた上記の時点では、申立期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることになるが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳には、過年度納付及び特例納付による納付記録は見当たらず、申立人から遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立人の母親は、申立期間について国民年金保険料を納付していることが確認できるものの、申立人の父親は明治35年生れであることから国民年金に加入できず、申立人の兄は、特殊台帳において、昭和50年12月に40年1月から47年3月までの保険料を特例納付していることが確認できること

から、申立期間について、家族一緒に保険料を納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月 5 日から 57 年 2 月 21 日まで
私は、A社を退職した後、すぐにB社に勤務した。申立期間に厚生年金保険に加入しているはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主の発行した在籍証明書及びC社（B社の事業継承会社）回答から、申立人が、申立期間頃においてB社に在籍していたこととはうかがえる。

しかしながら、C社は、「B社時代から在籍した社員が一名だけ在籍しており、その社員の証言を元に在籍証明書を発行したが、当該社員は『申立人の申立期間における身分は不明であり、厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。』と証言している上、当時の資料も無く、社会保険の担当者も不明であり、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入状況等は一切分からない。」と回答している。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険被保険者記録を有し、所在の確認できた7人に当時の状況を照会し、二人から回答を得たものの、当該二人は申立人を覚えておらず、申立人の厚生年金保険への加入状況を確認できる証言や証拠は得られない上、申立人の雇用保険記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 8 月 31 日から 21 年 6 月 30 日まで

私は、昭和 18 年 5 月から 21 年 6 月まで A 社 B 支店で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が 18 年 5 月 1 日から同年 8 月 31 日までとなっている。19 年 7 月から 20 年 8 月までは軍隊にいたが、復員して、籍が残っていた同社に戻り、21 年 6 月末まで勤務しており、欠落している被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、木材統制令により設立された「A 社 B 支店に昭和 18 年 5 月に入社し、19 年 7 月に軍隊に入営するまで勤務していた。」と主張している。

しかし、A 社 B 支店の複数の元従業員が、「申立人が同社で勤務していた。」と供述しているものの、その勤務期間を特定することができない上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳では、当該事業所の新規適用日と推認される昭和 18 年 5 月 1 日に申立人が被保険者資格を取得し、同年 8 月 31 日に同資格を喪失したことが確認できる。

また、昭和 19 年 7 月以降の期間について、申立人は、「同年同月から 20 年 8 月までは軍隊にいたが、復員して、籍が残っていた A 社 B 支店に戻り、21 年 6 月末まで勤務した。」と主張している。

しかし、申立人に係る軍歴は C 県及び D 省において確認できず、また、終戦後、木材統制令が廃止され、申立人が勤務していた A 社は解散し、その事業を引き継がれたものと推認される E 事業所も既に解散していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、E 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名を確認することができない上、健康保険番号に欠番も無

く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 1 日から 37 年 12 月 16 日まで

A社に勤務していたことは記憶しているが、脱退手当金を請求したことや一時金を受け取った記憶は無く、以前から不審に思っていた。また、支給を受けたとされている昭和 39 年 2 月は出産のため実家に帰っていて、申請できない時期でもあるので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、申立期間の被保険者期間とは別の記号番号であり、社会保険事務所（当時）の管轄も異なることから、当時、請求者からの申出が無い限り、全ての被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえ、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 20 日から 31 年 8 月 28 日まで

私は、昭和 27 年 9 月に A 機関からの命令により B 事業所に赴任し、30 年 3 月に同機関の命令により C 事業所（現在は、D 社 E 事業所）に転勤した。31 年 8 月に F 事業所勤務のため退職するまで C 事業所に勤務したが、厚生年金保険の加入記録によると、B 事業所の記録はあるが、C 事業所の記録が無い。B 事業所も C 事業所も A 機関の命令による一連の勤務で同等のものであり、C 事業所の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

D 社 E 事業所から提出された申立人に係る人事記録及び G 法人の回答により、申立人が、昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 6 月 30 日までの期間、C 事業所において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D 社 E 事業所は、「申立期間当時、C 事業所は H 共済組合の適用事業所であり、申立人は、同共済組合に加入していたと考えられる。」と回答している上、I 事務センターは、「C 事業所は、昭和 38 年 10 月 1 日に J 事業所で、厚生年金保険の適用を受けている。」と回答しており、申立期間当時、同事業所は、厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、H 共済組合では、「通算年金制度創設前の昭和 36 年 3 月以前に退職した共済組合員のうち、勤続 20 年未満の者については、退職一時金を支給することとなっていた。申立人は、人事記録において、職員として発令されていることが確認でき、共済組合の組合員だったと思われるが、勤務期間が 20 年未満であることから、31 年 6 月に退職している申立人については、当時の国家公務員共済組合法の規定に基づき、退職一時金を支払っているものと思われる。」と回答している。

このほか、申立人が、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 3743 (事案 1875 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 8 月 24 日から 20 年 11 月 22 日まで

私は、A社(現在は、C社)B工場に在籍していた昭和19年8月24日から20年11月22日までの厚生年金保険記録確認申立について、記録の訂正が認められなかったが、私の記録として国(厚生労働省)が保管する19年6月1日から同年8月24日までの厚生年金保険被保険者名簿に記載されている氏名は、「D(姓)E(名)」となっており、私とは別人の記録と考えられることから、その調査結果も踏まえ申立期間について再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立については、i) C社は、「昭和16年12月及び19年1月の社員名簿の一部が現存するものの、その中に申立人の氏名は確認できない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び軍歴期間における厚生年金保険の適用状況について確認することができないこと、ii) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、19年6月1日に被保険者資格を取得し、同年8月24日に同資格を喪失していることが確認できる上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)においても同様の記録が確認でき、当該記録に不自然な点は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成22年7月12日付けで通知が行われている。

今回の再申立てにあたり、申立期間に係る新たな資料の提出は無かったものの、申立人は、国(厚生労働省)が保管する昭和19年6月1日から同年8月24日までの厚生年金保険被保険者名簿に記載されている氏名は、「D(姓)E(名)」となっており、別人の記録と考えられるとして、その調査結果も踏ま

えて、申立期間について、再度調査してほしいと申し立てている。

しかしながら、昭和19年6月1日から同年8月24日までの期間については、前述の通知により、申立人のA社における厚生年金保険被保険者期間であり訂正を要するとして既に通知が行われている。

また、今回、当該記録について、日本年金機構事務センターに確認したところ、同センターでは、「i)他に申立人に係るA社の記録は確認できないこと、ii)厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、昭和17年2月1日(制度開始前のため資格取得日は同年6月1日)から19年2月16日までの期間と同年6月1日から同年8月24日までの期間厚生年金保険被保険者記録が同一の被保険者台帳記号番号(*)で記録されていることから、同記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録として確認できること、iii)厚生年金保険被保険者記録のオンラインへの切替時に使用した記録や関係書類は、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)であり、同台帳の氏名は「F(姓)E(名)」と記載され、「G」については、当用漢字に置き換えて「E」を使用していること、iv)同台帳と厚生年金保険被保険者名簿の漢字相違については、書き誤りであり、厚生年金保険記号番号、生年月日等から「D(姓)E(名)」と「F(姓)G(名)」は同一人物の記録として判断できる。」と回答していることから、今回の厚生年金保険被保険者氏名は別人であるとする申立人の主張は、19年6月1日から同年8月24日までの期間についての当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情・情報とは認められない。

さらに、申立期間について、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 3744 (事案 1945 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 :
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月から 31 年 7 月 10 日まで

私は、A社に勤務していた昭和 30 年 6 月から 31 年 7 月 10 日までの間の厚生年金保険記録確認の申立てについて、貴委員会から、同記録の訂正が認められないとして通知があったが、今回、同社に勤務していた当時の同僚との写真を提出するので再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社に係る資料は、昭和 39 年以降のものしか残っていないため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況について確認ができないこと、ii) 申立人が申立期間に同社に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができないこと、iii) 事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情が見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 22 年 7 月 26 日付けて通知が行われている。

今回の再申立てにあたり、申立人は、新しい資料として、勤務先の同僚と撮った写真及び気象台の昭和 31 年 10 月 25 日から同年 11 月 15 日までの気温の記録を提出している。

しかしながら、申立人は、「当該写真は、昭和 30 年 12 月か 31 年の 1 月頃に勤務先の同僚と撮ったものと思う。」と主張しているところ、写真に写っている同僚 4 人のうち、連絡先の判明した二人によると、「写真については記憶が無い。」としている上、写真の記憶は無いと供述したうちの一人は、「A社では、慰安旅行は春と秋に行っていたこと、入社してすぐにはお金が無かったのでコートを買えなかったこともあり、私がコートを着ていることから考える

と、入社してから一年後の昭和 31 年の春休みの時期ではないかと思う。」と供述していること、及び申立人から提出のあった気象台の 31 年 10 月 25 日から 11 月 15 日までの気温から判断すると、写真が撮影されたのは 31 年秋の可能性も否定できないことから、写真から時期を特定することは困難であり、再申立てにあたり提出のあった当該資料は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 22 日から同年 9 月 19 日まで

私の夫は、定年退職するまで辞めることなく A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、申立期間に係る船員保険の加入記録が無い。調査の上、申立期間について、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、申立人の長男を代理人として、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B 社の回答、A 社の船員の親睦団体が発行した A 社の乗組員名簿、及び C 組合の回答から、申立人が、A 社において、申立期間も継続して在籍していたことが認められる。

しかしながら、B 社は、「申立人は、申立期間当時、外国船籍の D に乗船していた。当時、外国船籍の船は、船員保険への加入が認められておらず、外国船籍の船に乗る場合には、会社から本人に対して国民年金に加入するように指導していた。申立期間に申立人を船員保険に加入させる手続は行っていない。申立期間に係る船員保険料について、申立人の給与から控除しておらず、社会保険庁（当時）に対しても同保険料を納付していない。」と回答している上、B 社が保管する A 社に係る申立人の船員保険被保険者票によると、申立人は、昭和 48 年 3 月 21 日に船員保険被保険者資格を喪失し、同年 9 月 20 日に同資格を再取得していることが記載されており、オンライン記録と一致する。

また、上記の A 社の乗組員名簿のうち、申立期間中の昭和 48 年 5 月 1 日付けの名簿によると、申立人は、E 社が所有する船舶「D」に機関長として乗船していたことが確認でき、オンライン記録によると、当該名簿において同船に乗務していたことが確認できる 16 人（申立人を除く。）も、全員、同日時点

において船員保険の被保険者記録が見当たらない上、このうち二人は国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、A社の複数の元従業員が、「申立期間当時、外国船籍の船舶に乗船する者は船員保険に加入できないため、各自で国民年金や国民健康保険に加入するよう会社から説明していた。」旨、証言している上、上記の名簿において申立人と同時期にDに乗船していたことが確認できる複数の元同僚も、「Dは外国船籍だった。外国船に乗る時は、船員保険の資格を喪失しなければならなかった。乗船する時には船員保険に加入できない旨の説明があった。」、「Dに乗船していた期間に係る船員保険料は控除されていなかったと思う。」と証言している。

このほか、申立人が、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月頃から35年3月頃まで

私は、昭和27年3月から32年3月までA社で勤務し、結婚退職した。その後、新聞の募集広告に応募して、33年5月頃から35年3月頃まで、支部名は忘れたがA社のB職として勤務していた。しかし、私の年金記録には、この期間が抜け落ちている。詳しく調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の友人は、昭和33年頃に申立人の勧めでの契約をした旨を証言しており、申立人が、申立期間頃において、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、「申立期間当時の記録を保管しておらず不明である。」と回答しており、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人が申立期間において勤務していたと記憶する場所に所在していた支部で勤務していたと証言する元従業員の厚生年金保険被保険者の加入記録が確認できるA社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間において同被保険者資格を有する30人に照会し16人から回答を得たところ、そのうち6人が、申立人と同じB職であった旨を証言しており、当該6人全員が、「勤務期間と厚生年金保険の加入期間が一致しない。」と証言している（残り10人のうち、3人が正社員だったと証言し、7人が元従業員本人が回答できない状態にある旨の家人等による回答である。）。

さらに、上記の6人は、「最初の2年間はB職で厚生年金保険に加入できず、2年経過してB職を4、5人束ねるD職になって厚生年金保険に加入できる。」、「B職になって最初の2年は確定申告に行くように言われたことを覚えている。」、「昭和32年に入社し、2年後の34年から厚生年金保険に加入している。」、

「私は、27年7月からC支社に勤務しており、嘱託から職員になった34年2月から厚生年金保険に加入している。全員が厚生年金保険に加入しているわけではない。」などと証言している。

これらのことから判断すると、当該事業所は従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、相当期間経過後に加入させる取扱いであったと考えられる。

加えて、A社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間前後において健康保険番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月26日から同年11月1日まで
私は、A大学練習船「B丸」に昭和31年1月26日から同年10月31日まで乗船勤務したが、この間の船員保険被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する船員手帳の記録及び元同僚の証言から、申立人が申立期間にA大学練習船「B丸」に乗船勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主（A大学）が保管する申立人に係る人事記録によると、申立人は、昭和31年2月9日付けでA大学C学部に採用された後、同年10月31日付けで退職した記録が確認できるところ、A大学の事務担当者は、「申立人は、31年2月9日から同年11月1日までD共済組合に加入しているので、申立期間は船員保険加入期間に該当しないと思われる。」と回答している。

また、上記事務担当者は、「申立人は上記共済組合加入時から退職日までの共済年金記録（9か月）はあるが、当時の制度では、通算20年以上の加入記録が無いと年金受給権が発生しないので、申立人は、退職時に一時金が支給されている。」と回答している。

一方、申立期間のうち、昭和31年1月26日から同年2月9日までの期間について、上記事務担当者は、「申立人の船員保険加入手続が行われたか否かについては、資料が無いので不明である。」と回答している。

また、A大学所有の「B丸」に係る船員保険被保険者名簿によると、整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない上、申立人に係る船員保険被保険者台帳においても申立期間に係る被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A社B支社で昭和 42 年 3 月 1 日から 48 年 6 月 30 日まで勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が 48 年 6 月 30 日となっており、被保険者期間が 1 か月短くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B支社に昭和 48 年 6 月 30 日まで勤務した。」と主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びA社が保管する退職者歴史台帳によると、申立人は昭和 48 年 6 月 29 日に同社B支社を離職し、同年同月 30 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる上、同社同支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に記載されている女性 18 人は、いずれも申立人と同様に、雇用保険の離職日が月末の前日で、その翌日である月末日が厚生年金保険被保険者の資格喪失日となっていることが確認できる。

さらに、A社の人事担当者は、「申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 48 年 6 月 30 日であるため、申立人の給与から同月の保険料を控除していないはずである。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月 11 日から 37 年 8 月 1 日まで
② 昭和 47 年 10 月 1 日から 49 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 54 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A社（後に、B社）在職中に一度も給料を減額されたことはなく、標準報酬月額の記録が間違っている。国が紙台帳からコンピュータに入力する際に誤ったと思われるので、確認の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は1万6,000円と記録されているところ、申立人は、「直前の標準報酬月額は2万8,000円であり、1万6,000円に下がっているのは間違いである。」と主張している。

しかしながら、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の営業譲渡を受けたC社も「資料が無く不明である。」と回答しており、申立期間①当時の給与支給額及び保険料控除額について確認できない。

また、申立人及びA社D支店の元従業員が名前を挙げた申立期間①当時の事務担当者に照会したものの、回答が得られない上、A社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人の前後に記載されている25人（申立人を含む。）について調査したところ、申立人同様、同社の他支店からD支店に転勤したと考えられる者11人のうち、D支店の資格取得時の標準報酬月額が、直前の同月額よりも低くなっている者は申立人のほかに4人確認できるところ、当該4人のうちD支店を含む同社の支店において社会保険事務を担当したことがあるとする一人は、「転勤による再取得時には、報酬月額の届出において基本的なものし

か計算に含めないなので、標準報酬月額が下がることもある。A社の標準報酬月額に間違いはない。届け出た標準報酬月額よりも多い保険料を給料から控除することはない。」と証言している。

さらに、上記の被保険者名簿によると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は1万6,000円と記録されており、オンライン記録と一致する上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた不自然な形跡もうかがえない。

- 2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は11万8,000円及び12万6,000円と記録されているところ、申立人は、「直前の標準報酬月額は13万4,000円であり、13万4,000円よりも下がっているのは間違いである。」と主張している。

しかしながら、上記のとおり、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の営業譲渡を受けたC社も「資料が無く不明である。」と回答しており、申立期間②当時の給与支給額及び保険料控除額について確認できない。

また、A社の被保険者名簿において、申立人の前後に記載されている50人（申立人を含む。）のうち、昭和47年10月1日に標準報酬月額が引き下げられている者は申立人のほかに2人確認できるところ、当該2人は、いずれも給与明細書を保管しておらず、申立期間②当時における保険料控除の状況について確認できない。

さらに、E厚生年金基金の申立人の申立期間②における標準報酬月額の記録も、オンライン記録と一致する。

加えて、上記の被保険者名簿によると、申立人の昭和47年10月1日から48年10月1日までの期間の標準報酬月額は11万8,000円、48年10月1日から49年10月1日までの期間の標準報酬月額は12万6,000円と記録されており、オンライン記録と一致する上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた不自然な形跡もうかがえない。

- 3 申立期間③について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は28万円と記録されているところ、申立人は、「直前の標準報酬月額は32万円であり、28万円に下がっているのは間違いである。」と主張している。

しかしながら、上記のとおりB社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の営業譲渡を受けたC社も「資料が無く不明である。」と回答しており、申立期間③当時の給与支給額及び保険料控除額について確認できない。

また、上記の被保険者名簿において、申立人と同様、A社に係る被保険者資格を喪失し、別の事業所に係る被保険者期間を経て、昭和54年4月1日に再度、同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している者は申立人のほかに3人確認できるところ、当該3人全員の再取得時の標準報酬月額は、

直前の同月額よりも低いことが確認できる上、当該3人のうち唯一聞き取り調査のできた一人(残りの二人は、既に死亡)は、「出向先では、給料の補填^{ほてん}があり、A社に戻ったときには、通常の報酬に戻るので、標準報酬月額が下がることもあり得る。」と証言しており、当該元従業員は、給与明細書等の資料を保管していないため、申立期間③当時における保険料控除の状況について確認できない。

さらに、E厚生年金基金の申立人の申立期間③における標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致する。

加えて、上記の被保険者名簿によると、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額は28万円と記録されており、オンライン記録と一致する上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた不自然な形跡もうかがえない。

4 このほか、申立人が、申立期間①、②及び③において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月 1 日から 5 年 3 月 1 日まで

私のA社における申立期間の標準報酬月額の記録は、9万8,000円となっているが、年に1万円程度昇給があり、在職期間の基本給は13万円から14万円の間だった。9万8,000円では生活が成り立たず、同社に就職していないはずであるし、入社時から退職時まで、標準報酬月額が全く同じ金額であるのも不自然であるので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は「標準報酬月額の記録が実際の報酬額と相違している。」と主張している。

しかしながら、A社は、既に廃業しており、元事業主は「基本給のみで計算して届け、交通費等の手当を加算しなかったのかもしれないが、当時の状況を確認できる資料は残っていない。」と回答しており、申立期間における給与支給額及び保険料控除額について確認することができない上、元事業主は、「国の標準報酬月額の記録どおりの届出を行い、届け出た標準報酬月額に相当する保険料のみを控除した。」と回答している。

また、申立人が、申立期間当時、A社の給与計算や社会保険事務の委託先だったとする事務所の元職員は、「A社の給与計算は当該事業所の事業主の妻が行っており、当方はそのまま届出をしていただけだった。算定基礎届等の提出も行っていたが、当時の資料は残っておらず、細かい処理のことまでは覚えていない。」と供述しており、同社に係る申立期間当時の報酬額の届出や保険料控除に関する証言が得られない。

さらに、申立期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員のうち3人に照会したところ、回答のあった二人は、いずれも申立期間

当時の給与明細書は保管しておらず、「自分の標準報酬月額の記録と実際の給与はおおむね一致している。」とそれぞれ証言している上、このうちの一人が保管する平成14年1月、同年2月及び17年3月の給与明細書において確認できる保険料控除額に相当する標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該元従業員の標準報酬月額と一致する。

加えて、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額の記録の処理日を確認しても、遡って訂正されるなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 1 日から 46 年 7 月 31 日まで
私は、A市B町にあったC社でD職をしていたが、同社での厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C社の当時の事業主の氏名や所在地等を記憶していることから、期間の特定はできないものの、同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、所在地を管轄する法務局において、C社の商業登記は確認できない上、オンライン記録によると、申立期間当時、A市内に所在するC社という事業所名の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、オンライン記録では、申立人の記憶するC社の元事業主の厚生年金保険被保険者記録を確認することができない上、申立人は元同僚の氏名も記憶していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 25 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）C支店を昭和 36 年 6 月末日に退職したが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いとされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社C支店で昭和 36 年 6 月末日まで勤務した。」と主張している。

しかしながら、B社は、「当時の辞令簿によると、申立人は昭和 36 年 6 月 24 日付けで願により職を解くと記載されている。」と回答している。

また、A社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票において被保険者資格を有する 11 人に照会したところ、5 人から回答があったものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない上、いずれも「申立事業所での在籍期間と厚生年金保険加入期間は一致している。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 6 月 4 日から 38 年 9 月 20 日まで
② 昭和 39 年 10 月 15 日から 40 年 12 月 31 日まで

A社B支店及びC社に勤務していた期間の脱退手当金が支給されたことになっているが、当時、脱退手当金という言葉も知らなかったし受給した記憶も無いので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店及びC社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、それぞれ脱退手当金が支給されたことを示す表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、C社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和41年7月27日に脱退手当金の支給決定が行われているところ、同社において、38年12月2日から40年12月15日までに厚生年金保険被保険者資格を取得した女性で、40年6月から43年1月までに被保険者資格を喪失して脱退手当金の受給資格がある者(申立人及び同社退職直後に他社で資格を取得している者を除く。)8人中5人に同手当金の支給記録が確認でき、そのうち4人は資格喪失日から約7か月以内に支給決定が行われていることが確認できるほか、申立人とほぼ同時期に同社を退職した元従業員は、「会社の代理請求により脱退手当金を受給した。」と回答していることを踏まえると、事業主による脱退手当金の代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 11 月 25 日から 45 年 6 月 16 日まで
② 昭和 45 年 6 月 16 日から 48 年 3 月 16 日まで

結婚準備のためA社を退職したが、申立期間に係る脱退手当金の受給手続はしていないし、受け取ってもいないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和48年6月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月2日から30年9月1日まで
② 昭和35年11月14日から39年2月1日まで
③ 昭和39年6月2日から42年2月15日まで

私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、手続をしているはずがない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るもの、申立期間②に係るもの及び申立期間③に係るものの3回にわたり支給されたと記録されているところ、3回とも申立人の意思に反して請求されているというのは考え難い。

また、申立期間①については、厚生年金保険被保険者名簿（旧台帳）に、申立期間②及び③については、厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、いずれの申立期間とも、申立期間の脱退手当金の支給額は法定支給額とおおむね一致する上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から半年以内に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 4 日から 38 年 8 月 2 日まで

私は、昭和 35 年 9 月 4 日から 38 年 8 月 2 日まで A 社に勤務していた間の厚生年金保険の記録について、退職後約 3 か月半後に脱退手当金が支給されたことになっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月半後の昭和 38 年 11 月 15 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A 社を退職後、厚生年金保険の加入記録が無く、退職して約 9 年後の昭和 47 年 5 月 16 日に国民年金に加入した申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から41年2月1日まで
脱退手当金を受給したとする記録になっているA社に勤める以前は、多くの事業所に勤務し、脱退手当金をもらった記憶もあるが、同社に勤務した期間については脱退手当金を受給した記憶がないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和41年7月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、「A社で勤務する以前に脱退手当金を受給した。」と供述しているところ、申立人の厚生年金保険被保険者記録において同社以外に脱退手当金を受給している記録を確認することができない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 8 月 2 日から 31 年 12 月 31 日まで
オンライン記録によると、A事業所に勤務した昭和 29 年 8 月 2 日から 31 年 12 月 31 日までの期間に係る脱退手当金を受給したことになるが、受給した覚えが無いので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、給付欄には脱退手当金の支給を示す記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月15日から31年1月5日まで
国（厚生労働省）の記録では、A社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給されたとされているが、私は、脱退手当金を受給していないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳には、「脱退手当金」、「資格期間36」、「支給金額4,374円」、「支給年月日33.12.16」と記載されている上、申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の脱退手当金が支給された当時は、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ老齢年金を受給できない通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。また、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間があるが、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、当時、請求者からの申出が無ければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 6 月 1 日から 35 年 6 月 28 日まで
② 昭和 31 年 4 月 2 日から 32 年 2 月 1 日まで及び
昭和 35 年 10 月 3 日から 37 年 6 月 12 日まで
③ 昭和 38 年 10 月 1 日から 41 年 7 月 16 日まで

私は、A事業所における昭和 33 年 6 月 1 日から 35 年 6 月 28 日までの 24 か月、B社における 31 年 4 月 2 日から 32 年 2 月 1 日までと 35 年 10 月 3 日から 37 年 6 月 12 日までの 30 か月、及びC社における 38 年 10 月 1 日から 41 年 7 月 16 日までの 33 か月について、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①、②及び③に係るものの3回にわたり支給されたと記録されているところ、3回とも申立人の意思に反して請求されているというのは考え難い。

申立期間①について、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における、申立人の資格喪失日である昭和 35 年 6 月の前後 5 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている 9 人の支給記録を調査したところ、5 人についていずれも資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立人は、申立期間①に係る資格喪失日から約 2 か月後に婚姻していることが確認できるところ、A事業所において脱退手当金を受給した記録のある元同僚は、「会社から、結婚するのであれば脱退手当金を受領できると説明

があった。」と供述していることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することについて不自然さはいかがえない。

さらに、当該期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和35年9月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

申立期間②について、当該期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和37年9月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の印が確認できる。

申立期間③について、当該期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、昭和41年7月25日付けの受付印及び同年8月18日付けの現金支払済印が確認できる上、同日付けの脱退手当金を受領した旨の申立人の署名・押印がある領収書が確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の印が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張のほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 22 日から 46 年 12 月 26 日まで
国（厚生労働省）の記録によると、A社で勤務していた期間の脱退手当金を受給したこととなっているが、受給した記憶は無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金計算書における脱退手当金支給額及び支給決定年月日の記載は、オンライン記録と一致することが確認できる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から7か月後の昭和47年7月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 14 日から 34 年 3 月 1 日まで

申立期間について社会保険事務所(当時)の記録では脱退手当金が支給された記録になっているが、私は脱退手当金を請求した記憶が無い。もし、私が申立期間に係る脱退手当金を請求したならばその前の期間であるA社の期間も併せて請求しているはずなので、私自身が手続したものではない。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後のページに記載されている100人のうち、脱退手当金の受給要件を有している被保険者が29人確認できるところ、そのうち申立人を含む19人に脱退手当金の支給決定記録があり、かつ、当該19人全員が、厚生年金保険被保険者資格喪失日から7か月以内に支給決定がなされていることが確認できる上、支給決定記録が確認できる申立人を除く18人のうち所在が確認できた9人に照会したところ、回答があった複数の元従業員が、「B社は、脱退手当金について説明を行い、代理請求を行っていた。」、「B社は、脱退手当金について説明を行っていた。」旨の証言していることなどを踏まえると、事業主による代理請求がなされていた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年5月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求期間となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間があるが、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番

号となっており、当時、請求者からの申出がなければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはいかたがえない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 18 日から 42 年 12 月 21 日まで
年金記録上は、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した覚えは無い。年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性 51 人について調査したところ、45 人について脱退手当金の受給要件を有していることが確認でき、そのうち申立事業所を最終事業所として同手当金の支給決定記録のある 29 人のうち 23 人については、厚生年金保険被保険者資格喪失日の 6 か月以内に支給決定がなされていることが確認できることから、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

また、上記支給決定記録がある者のうち、所在が確認できた 12 人に照会したところ、そのうちの一人は、「私は、退職時に担当者から脱退手当金をどうするか尋ねられた。『ほとんどの人がもらっている。』との説明があり、私も受給手続をしてもらった。」と証言している。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月半後の昭和 43 年 2 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、昭和 34 年 3 月 18 日から同年 10 月 1 日までの期間の厚生年金保険被保険者期間については未請求期間となっているが、当該被保険者期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号と申立期間に係る同被保険者記号番号は異な

っていることから、未請求期間の脱退手当金の支給が無かったことについて不自然さは無い。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 3764

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 9 日から 40 年 1 月 21 日まで
A社に係る申立期間の脱退手当金が支給されたことになっているが、受給した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の押印が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないと認められ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間後の厚生年金保険被保険者期間があるが、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、当時、請求者からの申出が無ければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはないと認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 3765 (事案 2476 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間⑤について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から 33 年 8 月 1 日まで
② 昭和 33 年 8 月 1 日から 36 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 11 月 1 日から 39 年 5 月 18 日まで
④ 昭和 59 年 7 月 3 日から 62 年 11 月 2 日まで
⑤ 昭和 62 年 11 月 2 日から平成 6 年 10 月 26 日まで

私は、昭和 31 年 4 月 1 日に A 事業所 (現在は A 社) に入社し、33 年 7 月 31 日に退社するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

また、昭和 33 年 8 月 1 日に B 社に入社し、36 年 5 月 31 日に退社するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

さらに、昭和 36 年 11 月 1 日に C 事業所 (現在は、C 社) に入社し、39 年 5 月 17 日に退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険被保険者記録を認めることができないとして、平成 22 年 12 月 20 日付けで貴委員会から通知を受け取ったが納得できない。昭和 39 年 5 月頃、同社の寮で火災があったため、同年同月に同社を退社したことを思い出したので、再度調査してほしい。

加えて、昭和 59 年 7 月 3 日に D 事業所に入社し、平成 6 年 10 月 25 日に退社するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、昭和 59 年 7 月 3 日から 62 年 11 月 2 日までの間の厚生年金保険被保険者記録を認めることができないとして、平成 22 年 12 月 20 日付けで貴委員会から通知を受け取ったが納得できないので、新しい事情等はないが再度調査してほしい。

そして、D 事業所において、厚生年金保険被保険者記録のある昭和 62 年

11月2日から平成6年10月26日までの間については、預金通帳への給料入金額より標準報酬月額が低額になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、「申立人は、申立期間にA事業所に勤務していた。」と主張しているところ、申立期間当時の事業主の妻の供述から、申立人は、勤務期間は特定できないものの、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和40年2月1日であり、申立期間は適用事業所になる前の期間である上、上記の事業主の妻は、「申立期間当時、当事業所は厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

- 2 申立期間②について、申立人は、「申立期間②にB社に勤務していた。」と主張しているところ、申立期間当時の同社の従業員(同社の代表社員の弟)の供述から、申立人は、勤務期間は特定できないものの、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和40年2月1日であり、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、申立期間当時の事業主の厚生年金保険被保険者資格取得日を見ると、B社が適用事業所となった昭和40年2月1日であり、それまでは国民年金の加入記録が確認できる上、36年に同社に入社した元従業員も「同社が適用事業所になる以前は、国民年金に加入していた。」と供述している。

- 3 申立期間③については、C社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、申立人は、昭和40年2月15日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、同社は、「同通知書のとおり、短期間の勤務であった。」と回答していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行われたいとの判断を行った旨、平成22年12月20日付けで通知が行われている。

今回の再申立てにあたり、申立人は、「昭和39年5月頃に勤めていたC事業所の寮が火災にあったため、同事業所を同年同月に退社した。」と主張している。

しかしながら、C社では、「当時の事業主の自宅の離れに従業員を住まわせていたと思う。自宅の離れで火災があったのは聞いたことがある。」と回答しており、当時の事業主の自宅で火災があったことは確認できるが、火災の時期について、E事務組合によると、「昭和40年4月*日にF市にあった事業主の住居で火災が発生した記録がある。」と回答していることから、当該火災は、申立期間ではなく、申立人の同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる期間(40年2月15日から同年5月18日)に発生したものであり、申立人の再申立てに係る主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 4 申立期間④については、i) D事業所は、昭和39年4月に厚生年金保険

の適用事業所になった時からの被保険者資格取得確認通知書の控えを全て保管しているが、申立人については、「62年11月2日に新規に被保険者資格を取得している。」としていること。ii) 同社に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立人の被保険者記録の始期は、62年11月2日であり、オンライン記録と一致することなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年12月20日付けで年金記録の訂正の必要はないとして通知が行われている。

今回の再申立てにあたり、申立人は、新たな資料等はないものの、間違いなく昭和59年7月からD事業所で勤務していたので、前述の通知は納得できないと主張しているが、申立人の当該主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 5 申立期間⑤について、申立人から提出のあった預金通帳により、申立期間において、D事業所から毎月約41万円から56万円の振込があったことが確認できる。

しかしながら、預金通帳の振込額から厚生年金保険料の控除額を確定できない上、D事業所では、「申立期間における標準報酬月額に関する資料、貸金台帳等は保管しておらず、当時の担当者もいないため、申立期間における申立人の標準報酬月額、及び厚生年金保険料の控除等については確認できない。」と供述しており、申立期間当時に同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる元同僚11人（申立人と同じ運転手の5人を含む。）について照会を行った結果、二人から回答があったものの、標準報酬月額等について具体的な供述を得ることができず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人及び前述の元同僚11人について、申立期間における標準報酬月額の推移を見ると、全員の標準報酬月額にほとんど差は無く、同様の傾向で増額されていることが確認でき、申立人のみ低く抑えられているという状況は見られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間⑤について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月 1 日から同年 5 月 25 日まで
② 昭和 39 年 6 月 11 日から 42 年 7 月 1 日まで

年金記録上は、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した覚えは無い。年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る同被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年10月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、昭和36年1月5日から同年9月15日まで、37年1月9日から38年3月31日まで及び同年4月10日から同年9月1日までの厚生年金保険被保険者期間については未請求期間となっているが、当該被保険者期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号と申立期間に係る同被保険者記号番号は異なっている上、未請求期間に係る同被保険者記号番号は、平成14年11月19日に申立人の基礎年金番号に統合されたことが確認できることから、未請求期間の脱退手当金の支給が無かったことについて不自然さは無い。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 1 月 5 日から 19 年 4 月 4 日まで

私がA社に勤務していた平成17年1月5日から19年4月4日までの期間の給与は45万円であったが、給与からの厚生年金保険料控除は32万円に相当する額の控除しか行われていない。年金記録でも標準報酬月額が32万円となっている。納得がいかないので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社が保管する申立人に係る月別勤怠支給控除一覧表によると、申立期間においては、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録訂正のあっせんは行わない。